

港管第 91 号
令和 2 年 7 月 9 日

福岡市ヨットハーバー指定管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(港湾空港局港湾管理課)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後の施設の対応について (通知)

日頃より、施設の管理運営にご尽力いただきありがとうございます。

国の緊急事態宣言解除後の施設の利用制限の段階的な緩和として、下記のとおり対応することとしましたので、通知いたします。

記

1 施設の利用等について

ヨットハーバー施設内のシャワー室、更衣室、ロッカーの利用制限を解除します。
ただし、令和 2 年 5 月 15 日港管第 41 号で通知した対策を徹底してください。
また、別紙の目安を参考に運営してください。

2 解除日

7 月 11 日 (土) 午前 9 時半

3 その他

今後の状況により、取扱いの変更等となる場合があります。その際は、別途通知いたします。

以上

(問い合わせ先)
港湾空港局 港湾管理課 企画管理係 米倉
TEL : 092-282-7134 (内線 7134)
FAX : 092-282-7772